

令和8年度海老名市中学生人権ポスターコンテスト 実施要領

事務局：市民協働部市民相談課

◇ 海老名市資料

P1～3 令和8年度海老名市中学生人権ポスターコンテスト実施要領

P4 応募数等調べ（様式）

P5 作品一覧表（様式）

◇ その他（参考）

- 第20回全国中学生人権ポスター募集への協力について（依頼）
- 人権ポスター応募票

◇ 提出方法について

各学校でクラス毎に取りまとめいただき、P4、5の資料を添付のうえ、市民相談課宛に提出をお願いいたします。

※ 提出作品の裏面に「人権ポスター応募票」の貼付けいただき、提出をお願いいたします

※ データは EDUKYOYO 又は市ホームページよりダウンロード可

※ 作文用紙は7月上旬に各校へ配送します



市ホームページ
（7月公開予定）

令和8年度海老名市中学生人権ポスターコンテスト実施要領

1 主 催

海老名市、海老名市人権擁護委員会

2 目 的

次代を担う中学生のみなさんに、人権に関するポスターを描くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていただくとともに、お互いに相手の立場を考えた人間関係を作ることを目的とします。

なお、今年度の重点目標は、「～人権啓発キャッチコピー～『誰か』のことじゃない。」です。

3 内 容

コンテストに応募された作品の中から優秀作品を選定し、特に優秀な作品は「第20回中学生人権ポスター」応募作品として、厚木人権擁護委員協議会に推薦します。

4 対 象

海老名市内の中学校に在学する生徒

5 作品の応募

(1)内 容

上記2の目的に沿ったもので、次のようなことを題材とした作品とします。

- ア 「人権の共存」（お互いに相手の立場を考えて思いやりのある豊かな人間関係をつくる）を表現した作品
- イ いじめのない楽しい学校生活を表現した作品
- ウ あらゆる差別（性別による差別、障がい者差別、部落差別、外国人差別、高齢者差別など）のない社会を実現することを表現した作品
- エ その他人権尊重の重要性を広く人々に訴え、人権意識を育てるのに相応しい作品

(注意) ① 本人が作成した未発表のものに限ります。

- ② アニメのキャラクター、詩など著作権が問題になると思われるものは使用しないでください。それらを使用した作品は、人権啓発活動に利用できません

(2)規 格

四つ切り (54.5 cm×39.3 cm) 又はB3 (51.5 cm×36.4 cm) の画用紙

(3)絵 具

人権啓発用ポスターとして印刷するのに支障がないものであれば特に制限はありません

(4)応募点数

一人につき1点までとします。

(5)注意事項

「募集のしおり」の裏面に印刷された応募票に所定事項（氏名、ふりがな、学校名、学年、クラス、作品名、任意のコメント）を必ず記入し、本人が作成した未発表のものである旨のチェック欄にチェックのうえ、作品の裏面に応募票を貼付して応募してください。応募票は複製（コピー）したものでも構いません。

(6)締切日

令和8年8月28日（金）

(7)提出先 市役所2階 市民相談課 ☎046-235-4568（直通）

6 審 査

(1)審査会の設置

この要領の趣旨に沿った作品を選定するために審査会を設置する。構成は、人権擁護委員会及び教育委員会人権教育担当者とする。

(2)審査の方法

審査会は、応募作品の中から優秀作品を選定する（令和7年度5点）。

また、優秀作品の中から特に優秀な作品は、「第20回中学生人権ポスター」応募作品として選定する。

7 表彰等

(1)海老名市長賞

(2)優秀賞

8 入賞発表

入賞作品は、このコンテストと同時に行う「海老名市中学生人権作文コンテスト」の入賞作品とともに「海老名市中学生人権作文・ポスター優秀作品集」に掲載するほか、海老名市役所1階エントランスホール等においての展示を行う。また、市の人権啓発事業に断りなく使用される場合がある。

なお、厚木人権擁護委員協議会で優秀作品に選考された際は、同協議会の人権啓発活動に使用される場合がある。

9 その他

この要領に定めのない事項は、海老名市人権擁護委員による協議及び第20回人権ポスター募集実施要領（厚木人権擁護委員協議会の実施要領）に基づき決定するものとする。

第20回中学生人権ポスター募集
I 応募数等調べ

海老名市人権擁護委員会

市町村名	参加校数	応募作品数
	校	点

番号	中学校名	応募作品数	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第20回中学生人権ポスター募集

Ⅱ 作品一覧表

海老名市人権擁護委員会

番号	中学校名	学年	クラス	ふりがな 氏名	作品名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

厚 第 1 1 6 号

令和 8 年 5 月 2 2 日

中学校長 殿

厚木人権擁護委員協議会長

古 賀 和 子（公印省略）

横浜地方法務局厚木支局長

飯 塚 篤（公印省略）

第 2 0 回中学生人権ポスター募集への協力について（依頼）

平素、人権擁護行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も厚木人権擁護委員協議会及び横浜地方法務局厚木支局の主催により、標記募集を別添のとおり実施する運びとなりました。

つきましては、従前と変わらぬ御協力を賜りたくお願い申し上げます。

作品の応募がありましたら、市町村人権擁護委員会の定める期日までに、市町村担当部署へ御提出いただくようお願いいたします。

なお、入賞作品については、作品を用いたカレンダー、地方自治体の広報誌等に掲載することを予定しておりますので、応募者には御理解いただきますようお願いいたします。

第20回中学生人権ポスター募集実施要領

1 主 催

厚木人権擁護委員協議会

(厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)

横浜地方法務局厚木支局

2 目 的

次代を担う中学生のみなさんに、人権に関するポスターを描くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていただき、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係を築くことを目的とします。

なお、今年度の人権啓発活動重点目標は、「～人権啓発キャッチコピー～
「誰か」のこと じゃない。」となっています。

3 応募条件等

(1) 対 象

厚木人権擁護委員協議会管内（厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 内 容

上記2の目的に沿ったもので、次のようなことを題材としたもの

ア 「人権の共存」（お互いに相手の立場を考えて思いやりのある豊かな人間関係をつくる。）を表現したもの

イ いじめのない楽しい学校生活を表現したもの

ウ あらゆる差別（女性差別、障害者差別、部落差別、外国人差別、高齢者差別など）のない社会を実現することを表現したもの

エ その他人権尊重の重要性を広く人々に訴え、人権意識を育てるのにふさわしいもの

(注意)

① 本人が作成した未発表のものに限ります（他のコンテスト・展覧会等に重複応募しているものについては不可）。

② 他者が作成したアニメのキャラクターや詩など著作権が問題になる

と思われるもの（生成A I で作成したものを含む。）は使用しないで下さい。

(3) 規 格

四つ切り（54.5cm×39.3cm）又はB3（51.5cm×36.4cm）の画用紙

(4) 絵 具

人権啓発ポスターとして印刷するのに支障がないものであれば特に制限はありません。貼り絵やパソコンで作成した作品も可とします。

(5) 点 数

一人につき1点までとします。

(6) 表 示

「募集のしおり」の裏面に印刷された応募票に所定事項（氏名、ふりがな、学校名、学年、作品名、作品への想い）を記入し、本人が作成した未発表のものである旨のチェック欄にチェックの上、作品の裏面に応募票を貼付して応募して下さい。応募票は、複製（コピー）したものでも構いません。

(7) 提 出 先

各市町村人権擁護委員会
（事務局連絡先）

厚木市	市民協働推進課	TEL: 046-225-2215
秦野市	市民相談人権課	TEL: 0463-82-7618
大和市	国際・市民共生課	TEL: 046-260-5175
伊勢原市	人権・広聴相談課	TEL: 0463-94-4716
海老名市	市民相談課	TEL: 046-235-4568
座間市	人権・男女共同参画課	TEL: 046-252-8087
綾瀬市	市民課	TEL: 0467-70-5605
愛川町	デジタル・協働推進課	TEL: 046-285-2111
清川村	子育て健康福祉課	TEL: 046-288-3861

(8) 応募締切日（(7)の提出先から主催者への作品提出期限）

令和8年9月24日（木）

なお、応募者から各市町村人権擁護委員会への応募締切日は、令和8年9月上旬とし、詳細は各市町村人権擁護委員会において決定します。

(9) 最終審査日

令和8年9月30日（水）

4 審査及び表彰

- (1) 各市町村人権擁護委員会で予備審査を行い、優秀な作品25点以内を最終審査に提出します。最終審査は厚木人権擁護委員協議会の会長、副会長、企画委員、こども人権委員幹事、清川村人権擁護委員、事務局長及び横浜地方法務局厚木支局長で行います。
- (2) 優秀作品については、表彰します。

5 応募作品の使用について

- (1) 応募作品の著作権は主催者に帰属するものとし、応募作品の一部を人権啓発活動（ポスター展での掲示やカレンダーへの掲載等）に使用します。
- (2) 応募票に記載された個人情報、本ポスター募集及び上記人権啓発活動を実施するために必要な範囲で使用し、それ以外の目的では使用しません。

6 主催者連絡先

厚木人権擁護委員協議会

厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎

TEL: 046-222-3307

(平日の火曜日・9時30分～12時／平日の木曜日・9時30分～16時30分)

横浜地方法務局厚木支局

厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎

TEL: 046-224-3163

(平日・8時30分～17時15分)

第20回（令和8年度）

中学生人権ポスター募集

応募締切

令和8年8月28日

募集のしおり

裏面の応募票を貼付して、
各学校経由で応募してね！



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権啓発キャッチコピー



「誰か」のこと じゃない。



主催 厚木人権擁護委員協議会

（厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）

横浜地方法務局厚木支局

募 集 要 項

＜目的＞ 次代を担う中学生のみなさんに、人権に関するポスターを描くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていただき、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係を築くことを目的とします。

＜応募規定＞

- 対 象 厚木人権擁護委員協議会管内（厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒に在学する生徒
- 内 容 ＜目的＞に沿ったもので、次のようなことを題材としたもの
・「人権の共存」（お互いに相手の立場を考えて思いやりのある豊かな人間関係をつくる。）を表現したもの
・いじめのない楽しい学校生活を表現したもの
・あらゆる差別（女性差別、障害者差別、部落差別、外国人差別、高齢者差別など）のない社会を実現することを表現したもの
・その他人権尊重の重要性を広く人々に訴え、人権意識を育てるのにふさわしいもの
- 応募条件
・応募作品は、本人が作成した未発表のものに限ります（他のコンテスト・展覧会等に重複応募しているものについては不可）。また、他者が作成したアニメのキャラクターや詩など著作権が問題になると思われるもの（生成AIで作成したものを含む。）は使用しないでください。
・用紙の大きさ及び種類は、四つ切り（54.5cm×39.3cm）又はB3（51.5cm×36.4cm）の画用紙とします。
・絵具は、人権啓発ポスターとして印刷するのに支障がないものであれば特に制限はありません。貼り絵やパソコンで作成した作品も可とします。
・応募点数は、一人につき1点までとします。
- 応募方法
・応募者は、下部の応募票に所定事項（氏名、ふりがな、学校名、学年、作品名、作品への想い）を記入し、本人が作成した未発表のものである旨のチェック欄にチェックの上、作品の裏面に応募票を貼付して応募してください。
・応募票は、複製（コピー）したものでも構いません。
- 提出先 各学校経由で各市町村人権擁護委員会事務局に提出して下さい。
（事務局連絡先）

・厚木市	市民協働推進課	TEL：046-225-2215
・秦野市	市民相談人権課	TEL：0463-82-7618
・大和市	国際・市民共生課	TEL：046-260-5175
・伊勢原市	人権・広聴相談課	TEL：0463-94-4716
・海老名市	市民相談課	TEL：046-235-4568
・座間市	人権・男女共同参画課	TEL：046-252-8087
・綾瀬市	市民課	TEL：0467-70-5605
・愛川町	デジタル・協働推進課	TEL：046-285-2111
・清川村	子育て健康福祉課	TEL：046-288-3861
- 応募締切日 令和8年8月28日（金）
- 審査・表彰 令和8年10月末までに審査を行った上で、優秀作品については、表彰します。
- 作品の返却 各市町村人権擁護委員会を通じて返却します。返却までには期間を要しますので、御了承ください。

＜応募作品の使用について＞

- 応募作品の著作権 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- 応募作品の使用 応募作品の一部を人権啓発活動（ポスター展での掲示やカレンダーへの掲載等）に使用します。
- 個人情報の取扱い 応募票に記載された個人情報は、本ポスター募集及び上記人権啓発活動等を実施するために必要な範囲で使用し、それ以外の目的では使用しません。

＜主催者連絡先＞

- 厚木人権擁護委員協議会
厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎
TEL：046-222-3307
（平日の火曜日・9時30分～12時）
（平日の木曜日・9時30分～16時30分）
- 横浜地方方法務局厚木支局
厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎
TEL：046-224-3163
（平日・8時30分～17時15分）

キリトリ線

応募票

第20回（令和8年度）中学生人権ポスター募集

ふりがな

氏 名：

学校名：

学年

年

作品名：

☐ 応募作品は本人が作成した未発表のものであり、他者が作成したアニメのキャラクターや詩などは使用していません。

（↑必ずチェックをお願いします。）

作品への想い：

（↑任意記入。作品への想いがあれば記入してください。）